

# 会社法コラム第49回 「想定外」が続出した平成23年と会社法改正問題

鳥飼総合法律事務所 弁護士 鳥飼 重和

今年、平成23年は、政治的にも、社会的にも、企業法務的にも、各々の領域において、歴史に残る出来事が多いと思われる。想定外の巨大ないし影響力の大きな自然災害・事件が続出した年だからである。その代表的な例としては、つぎのようなものがあげられる。

1. 中東・北アフリカでの長期政権の倒壊
2. 欧州連合（EU）を震源とした世界の債務危機
3. 東日本大震災
4. タイの大洪水
5. 大阪での橋下維新
6. オリンパスでの「損失隠し」
7. 大王製紙での前会長の巨額借り入れ

以下に、上記7つの例について、簡単に述べることにする。

## 1. 中東・北アフリカでの長期政権の倒壊

中東・北アフリカでは、長期政権の崩壊がチュニジアから始まり、エジプト、リビア、イエメンと連鎖的に続いた。この連鎖が、想定外のサウジアラビアまで及ぶのか？

この点が世界的な危機と関係する。同時に、この中東の危機は、石油を中東に約80%依存している日本の危機であることも再認識された。現在も今後においても、日本に必須なことは、単に国家戦略室という名称をつけた部局を置くのではなく、本気で国家的戦略を考える機関とそれを担うに相応しい多くの人材を持つことである。

## 2. 欧州連合（EU）を震源とした世界の債務危機

ギリシャから始まったソブリンリスクであるが、想定外の速度で、他の有力なEU諸国への連鎖が始まっている。今では、ギリシャ発のソブリンリスクが、スペイン、イタリアばかりか、EUを支える大国であるフランス、さらには、ドイツにまで及びそのような勢いになっている。

その結果、南欧諸国の債務である国債を多く持っている銀行が多いEUの金融危機、それが、世界経済危機の震源となる可能性がある。これに対するEUの対策は、逐次投入による対応のため、抜本的な対策を打てない結果、かつて日本で起こったことが再現されるかもしれない。このことがユーロの低下を招き、円高となって、日本企業の業績を悪化させる要因となっている。

債務危機の元凶は各国における財政規律の喪失にある。ところが、それを克服するための財政規律を復活させる政策には各国の国民の痛みを伴うだけに各国の国内での反対が強く、債務危機を各々の国で克服することが困難になっている。そのため、EU全体で各国の債務を削減することやIMFの厚い支援を期待するという他律型の解決を模索する国が多くなる。

これは、組織は自律的であることが生命線であることの反面教師になる。同じ組織である企業にも、同じことが言える。自律型経営こそ、企業の生命線である。すなわち、他力に頼らない自律的組織であることが企業の生命線なのであり、そのために絶え間のない自己改革をすることこそが、企業の永続的存続をもたらすものなのである。今、EUで起こっていることは、企業経営にとって、健全な経営を考える上での豊富な教材となっている。

## 3. 東日本大震災

東日本大震災では、文字通り「想定外」の連鎖が起こった。想定を超えた大津波、想定を超えた地震、想定外の原因事故、想定外の国際的風評被害等が連鎖的に起こったのである。

原因事故に関しては、損害賠償請求が始まっているが、今のところ、国内的なものとして損害賠償額の算定をしているようである。しかし、原因事故に起因する損害は、外国にも及んでいる可能性があるから、今後は、海外から損害賠償請求を受けることも考えられる。現状、政府、東京電力は、その点は

## 会社法

想定外としているであろうが、その想定外のことが起こりえると考えておく必要がある。現状は、何が起ころともおかしくない時代だからである。

今後は、事件が起き、損害賠償請求リスクを考えると、その範囲を海外にまで及ぼす必要が出てくる。そのような点も含めて、何が起ころか分からない時代の中にいるため、今後は、企業経営において、リスクの想定は、大きなものになるだろう。そうでないと、想定外の巨大なリスクが顕在化すると、企業は存続の危機に陥ることになるからである。

### 4. タイの大洪水

タイの大洪水も想定外のことであった。円高や大地震に備えるため、海外に製造拠点を移す動きがあるが、その海外で想定外の大災害に遭遇すると、サプライチェーンが切断され、製造等に決定的な影響を被ることがある。

供給網が健在でなければ、企業は成り立たないのであり、サプライチェーンの確保が企業の生命線であることを思い知らされたのが、東日本大震災であり、タイでの大洪水である。特に、タイの大洪水は、想定外の大災害は日本だけで起きるものではない、という、気づいてみれば当たり前のことを教えてくれたのである。何が起ころともおかしくない時代である現状では、本当の効率性を考えるには、想定外のことも視野に入れ、長期的な観点から概観しておく必要がある。

### 5. 大阪での橋下維新

大阪での橋下維新とは、11月下旬に行われた大阪市の市長選挙及び大阪府の府知事選挙で、橋下徹前大阪府知事が代表をしている「大阪維新の会」が、圧勝したことを指したものである。前途多難な構想である「大阪都」構想を推進しようとする橋下氏を中心とする「大阪維新の会」を大阪府の人々は支持したのである。大阪での橋下維新によって、地方から、日本改革を目指す平成の維新の胎動が始まった観がある。

従来の社会常識から言えば、「大阪都」構想は、たわいのない夢でしかない。その意味で、「大阪都」構想は、従来の社会常識からすれば想定外のことといえよう。本来、日本人は現状を変えることを嫌がる保守的な性格が強いが、今回の選挙結果は、現状を大きく変えたいという大阪の人々の熱い思いが伝

わってくるようである。

これは、ある種の時代の胎動を示しているのかもしれない。そうだとすれば、このような現状を大きく変えたいと思う気持ちを持っているのは、大阪人だけではないことに思いが至る。大阪での維新は、同時に、日本全体での維新にもつながる可能性があるものであるといえよう。この新しい時代の胎動は、地方だけではなく、中央にある行政、立法、司法に大きな変化をもたらし、最終的には、企業の経営に大きな影響を与えることになる。そのような時代の大変化に適応するには、企業自身による思い切った自律的な自己改革が必要になることは必定である。橋下維新は、そのことを示唆しているような気がする。

### 6. オリンパスでの「損失隠し」

オリンパスの損失隠し事件は、衝撃的であった。かつて、「損失隠し」が原因で山一証券等が破綻した過去の亡霊が甦った観がある事件だからである。しかも、その影響は大きなものがある。

カネボウ事件は、金商法による財務報告に関する内部統制の改革の引き金を引いた。このような大きな企業不祥事が、新しい法規制を導き、企業統治の強化を図ることが繰り返されてきた。今回の世界的企業であるオリンパスにおける損失隠し事件も、新しい立法措置を促し、厳しい法規制による企業統治の強化を招来させるものと想定される。

具体的には、社外取締役の義務化等の会社法の改正として、様々な観点からの企業統治の強化を具体化させる引き金となると思われる。この点については、後で述べることにする。

### 7. 大王製紙での前会長の巨額借り入れ

大王製紙の前会長が、カジノで散財し、連結子会社を含む非上場の子会社から、100億円を超える借り入れをした事件が発覚した。その結果、前会長は、特別背任容疑で逮捕された。

健全娯楽であるカジノで、身の程を知らない高額な賭けをして、挙句の果てに、自ら経営する企業に測り知れない迷惑をかけ、同時に、上場企業の子会社に対するガバナンスが不在だったことを白日の下に晒したことの影響は大きい。この事件も、現在、法制審議会で審議されている多重代表訴訟の法制化へ大きな影響を与える可能性がある。この点については、後で述べることにする。

## 大型不祥事は企業統治強化の法規制を呼び込む

今回のオリンパス事件及び大王製紙事件は、企業統治を強化する内容の法規制等をもたらすことになると思われる。12月14日に、法制審議会は会社法改正の中間試案を公表した。その中で、組織面での主要な内容は以下のとおりである。

1. 取締役会の監督機能の強化
  - (1) 社外取締役の選任の義務付け
  - (2) 社外取締役の条件の整備
  - (3) 監査・監査委員会設置会社制度
2. 監査役の監査機能の強化
  - (1) 会計監査人の選解任に関する議案及び報酬に関する決定権
  - (2) 社外監査役の条件の整備
3. 多重代表訴訟

この中間試案は、従来からの慣例によれば、来年である2012年の通常国会で、会社法改正案として上程されることはない。通常ならば、再来年である2013年の通常国会で成立することになる。ただ、海外のまっとうな機関投資家等から、今回の大型不祥事を契機として、更なるガバナンスの強化を求められ、証券市場の売買高における海外投資家の比重の高いことから、会社法改正の通常とは異なり、もっと早い時期に会社法改正が成立する可能性は否定できない。早いと言っても、せいぜい、来年の臨時国会になるのではないだろうか？

ただ、政治の強力な指導があれば、極めて異例であり、確率が極めて低いが、来年の通常国会での会社法改正がないとはいえない。何が起ころうもおかしくない時代だからである。特に、オリンパス事件及び大王製紙事件という巨大な不祥事が顕在化したため、海外投資家の売買高における比重が非常に高い日本における証券市場の生き残りを図るために、政治の問題として、会社法の見直しによるガバナンス強化を盛り込んだ法規制を緊急に入れる必要性が生じたと政治家が認識する可能性はある。すなわち、オリンパス事件及び大王製紙事件が起きた背景として、従来から有力な海外の機関投資家等から要望のあった種々のガバナンス強化策を採用しない政府の方針に問題があったとされる要素がある。そうであるにもかかわらず、今回の不祥事があっても、緊急に、ガバナンスの強化策を法規制として取り入れない場合には、今後も、他の日本企業でも同様な不祥事が起きる可能性があり、日本市場で、安心して証券投資ができないという主張には、まっとうな経営をしている経営者には違和感はあるが、大きな不祥

事の報道に動揺する一般の投資家には説得力があり、そのことで政治家が従来の慣例を破るように動く可能性はあるからである。

また、この2つの事件に関して、日本国内からも、様々な意見がでていますが、その中の1つである日本取締役協会の緊急意見を紹介したい。その見解の要旨・提言は以下のとおりである。

- ① 独立取締役を最低複数導入し、社内情報へのアクセス権を持たせる制度にすること
- ② 何らかの不正があったならば、全ての有関係者に対し、責任追及と厳正な処分をすること
- ③ 今回の不祥事への対応としては、会社法の改正等のハードローで対応せず、市場関係者主導のソフトローによってガバナンス強化を図るべきこと

この見解には傾聴すべきものがあるが、早急な対応を迫られている政府は、従来のハードロー重視のやり方を踏襲し、会社法等の改正によるガバナンス強化策を打ち出す可能性が高いと思われる。

そこで、政府が主導する形で、経済界に反対が多い会社法の見直しに手をつけることになるだろう。そこで、上記中間試案の中で、以下の2点について、簡単に説明することにする。

1. 社外取締役の義務と社外取締役の条件の厳格化
2. 多重代表訴訟

### 社外取締役の義務化と多重代表訴訟問題は、トレードオフの問題

社外取締役の義務化に関してであるが、中間試案では、1人以上の社外取締役の選任を義務付ける案と現行法を見直さない案とが置かれている。オリンパス事件等の大型の不祥事が起きた以上、今まで以上に、ガバナンス強化の姿勢を明らかにする必要はあるので、私見ではあるが、会社法改正では、社外取締役の義務化が明文化される可能性が高い。

今回のオリンパス事件では、3人の社外取締役がいたが、期待されている監督機能を発揮しなかった。そのため、社外取締役を選任してもガバナンスの強化につながらないし、他方で、社外取締役のいない会社でも、しっかりしたガバナンスがある会社も少なくないので、社外取締役を選任するかどうかは、各社の選択に任せるべきであり、社外取締役の義務化は適切でない、という意見もありえる。

しかしながら、独立性の高い社外取締役が選任され、当該取締役に必要な会社情報が与えられる仕組み

## 会社法

みになっていけば、社外取締役の監督機能は強化される可能性は高くなる。オリンパス事件においても、そのような社外取締役が選任され、損失の少なかった当初の段階で、当該社外取締役に十分な情報を提供していれば、今回のような「損失隠し」は行われなかった可能性も否定できない。したがって、大きな不祥事を防止するという実効性を重視し、防止の確率が少しでも高い可能性があるものならば、その導入を考えるのは合理的であるといえる。

ただ、仲間意識が重要な日本企業の特徴を生かして、社外取締役の選任を各社の選択に任せるという選択肢も、十分にありえる。そのためには、不祥事を防止するために、独立の社外取締役を置いた以上の実効性を持つ制度を入れる必要がある。それが多重代表訴訟なのである。取締役の監督機能を最大限に強化するものは、取締役の妻子に大きな影響を及ぼす取締役の個人責任の追及を徹底する仕組みであり、その仕組みの厳格な運用である。

不祥事があり、会社に損害が生じたとき、役員は法的責任を厳格に調査し、その結果、法的責任のある役員は法的責任を厳格に追及する仕組みをつくり、それを厳格に運用すれば、妻子への影響を無視できずに、役員は取締役会の監督機能を強化する役割を担うようになるだろう。家庭のために働く役員が、家庭を破滅させる可能性のあることが分かって

いる個人の責任追及を受ける恐れのある不祥事を放置するとは考えにくいからである。

オリンパス事件の背景には、不祥事が起こり、会社に損害が生じて、役員は法的責任の有無を厳格に調査し、その結果、法的責任の認められる役員に容赦なく個人責任を追及するという企業における常識が確立していないことがある。企業社会全体に、役員個人の責任の厳格な追及することにためらいを感じる空気がある現実が続く限りでは、最も不祥事防止に実効性の高い方策を採らない以上、次善の策として、独立性の高い社外取締役の選任を義務化し、社外取締役への十分な情報提供をする仕組みの導入は不可避と見るべきである。

法的責任のある役員個人の責任の厳格な追及はいや、社外取締役の義務化もいや、このような自己都合だけで、駄々をこねる時期は過ぎ去ったと見るべきである。不祥事を実効的に防止するという観点からすれば、独立性の高い社外取締役の選任の義務化と多重代表訴訟の採用は、トレードオフの関係にあるということを理解する必要がある。重要なのは、経営の自由を確保し、他方で、看過できない不祥事を実効的に防止することとのバランスなのである。社外取締役の義務化を避けるという自由な経営を守りたいなら、法的責任のある役員は責任を徹底して追及する慣行を確立することである。